令和６年６月２５日

愛　知　県

**愛知県国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業実施要領**

１　制度趣旨

愛知県国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業（以下「本事業」という。）は、海外の大学又は大学院（以下「大学等」とする。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）した外国人留学生の日本企業への就職を促進し、もって国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的とする。

２　概　要

国家戦略特別区域内のみで実施されていた「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」が「海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱いについて（通知）（令和３年９月２７日、入管庁管第３８６６号）」により全国展開されたことにより、海外の大学等を卒業等し、一定の要件を満たす本邦の日本語教育機関に留学した外国人が、当該日本語教育機関を卒業等した後も本邦に在留し、当該日本語教育機関在籍中から行っている就職活動の継続を希望するとして在留資格変更許可申請等を行った場合には、当該日本語教育機関を卒業等した後、最大１年間に限り就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更等が許可されることとなっている。

愛知県を本事業の実施区域として定めた国家戦略特別区域計画が、令和６年６月４日に内閣総理大臣の認定を受けたことから、愛知県が留学生の支援等を行う場合に、日本語教育機関が「直近３年間において、在籍管理が適切に行われている」場合に対象とする要件を緩和し、「直近１年間において、在籍管理が適切に行われている」場合であれば、在留資格「特定活動」への変更等を特例的に認めるものである。

３　本事業の活用の要件等

（１）留学生の要件等

　　ア　海外の大学等を卒業等し、学士以上の学位を取得していること。

　　イ　在籍していた日本語教育機関における出席状況がおおむね９割以上と良好であること。

　　ウ　就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること（就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する場合においても、包括的な資格外活動許可は１週について２８時間まで受けることが可能。また、インターンシップの場合などは、１週について２８時間を超える個別の資格外活動許可を受けることも可能。）。

エ　日本語教育機関在籍中から、本邦での就職活動を行い、１社以上の求人に対してエントリーの実績があること。

　　　オ　卒業等後も愛知県内を生活拠点とし、在籍していた日本語教育機関及び愛知県と定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況及び資格外活動の状況を報告するとともに、愛知県等が行う外国人留学生の就職支援事業に関する情報提供を受けること。

カ　日本語教育機関を卒業等後も就職活動を継続することに関し、在籍していた日本語教育機関から推薦状を取得していること。

キ　愛知県が実施する、就職活動継続に係る意欲等を判断する面接等の審査を受け、本事業の対象者として選定されたことの選定証明書（別紙様式４）を取得していること。

（２）日本語教育機関の要件

ア　日本語教育機関認定法（令和５年法律第４１号）に基づき、文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関に置かれた留学のための課程（以下、「認定日本語教育機関」という。）であること。

なお、令和１１年３月３１日までの間は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成２年法務省告示第１４５号）別表第１に掲げる日本語教育機関（以下「告示日本語教育機関」という。）であることをもって、本要件を満たすものとみなす。

イ　直近１年間において、在籍管理が適切に行われていること。

ウ　職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく職業紹介事業の許可を取得若しくは届出を行っていること又は就職を目的とするコースを備えていること。

エ　在籍していた留学生の本邦における就職について、直近１年間において１名以上又は直近３年間において２名以上の実績があること。

オ　本事業を活用する留学生の就職支援のため、愛知県とともに、当該留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況及び資格外活動の状況を確認するとともに、就職活動に関する情報提供を行うこと。

カ　本事業を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合には、愛知県とともに当該留学生に対して適切な帰国指導を行うこと。

４　日本語教育機関の要件適合に関する確認

（１）確認手続

本事業の活用を希望する留学生が在籍する日本語教育機関は、本実施要領３（２）の各号で示した「日本語教育機関の要件」に全て適合することについて、別紙様式１を提出し、愛知県の確認を受けなければならない。

（２）確認を受けるにあたっての留意点

日本語教育機関は、各項目の記載にあたって、以下の点に留意すること。

ア　認定日本語教育機関又は告示日本語教育機関の名称及び所在地

文部科学大臣の認定を受け又は留学告示に規定されている最新の日本語教育機関の名称及び所在地を記載すること。

イ　職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取得若しくは届出の状況又は就職を目的とするコースの設置状況

職業安定法第３０条の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可番号、又は同法第３３条の２の規定に基づく無料の職業紹介事業の届出受理番号を記載し、職業紹介事業許可証等の写しを添付すること。

就職を目的とするコースを設置している場合には、そのカリキュラムの概要を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

ウ　在籍していた留学生の本邦における就職状況

日本語教育機関による留学生の就職支援状況を確認するため、日本企業に就職した少なくとも直近１年間の実績について記載すること。就職が決定した外国人留学生の情報（可能な範囲で、海外の卒業大学、学部、専門分野、就職先企業名、就労分野等）を表形式にとりまとめた資料を添付すること。

エ　留学生との卒業等後の定期的な面談の方法

留学生は、卒業等後も愛知県を生活拠点とし、愛知県及び日本語教育機関と定期的に面談を行わなければならないこと。

面談の頻度や場所及び愛知県と連携して面談を実施する方法、就職活動の進捗状況の確認方法や就職活動に関する情報提供の方法及び資格外活動の確認方法等について記載すること。

オ　卒業等後の就職活動継続期間に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合の留学生への帰国指導等の方法

卒業等後に最大１年間、就職活動を継続しても就職が決定しなかった場合、外国人留学生は在留期限までに帰国しなければならないこと。帰国航空券の確認を行う等、具体的な指導等の方法及び愛知県との連携方法について記載すること。

カ　留学生の在籍管理状況

違法な資格外活動による就労を主な目的とした留学生を受け入れている日本語教育機関等については、本事業の対象外とするため、直近１年間において、問題在籍率（注）が５％を超えていない旨及び適切な在籍管理に資する特段の取組を行っていればその概要を記載すること。

（注）問題在籍率とは、在籍者数に占める問題在籍者の割合をいう。なお、問　　題在籍者とは、不法残留した者、在留期間更新許可申請が不許可　　　　　　　　　　　　となった者、在留資格を取り消された者、退去強制令書が発付された者及び資格外活動許可を取り消された者の総数をいう。

なお、問題在籍率の記載に当たっては、地方出入国在留管理局からの教育機関の選定結果の通知を参考にして差し支えない。

５　対象留学生の選定に関する確認

（１）確認手続

本事業の活用を希望する留学生が在籍する又は在籍していた日本語教育機関は、対象留学生が本実施要領３（１）の各号で示した要件に全て適合することについて、別紙様式２を提出し、愛知県の審査を受けなければならない。

（２）確認を受けるにあたっての留意点

ア　対象となる留学生

　対象となる留学生について、氏名、国籍・地域、住居地、生年月日を記載する

こと。

イ　海外の大学等の卒業等の状況

対象となる留学生について、卒業等した海外の大学等について、学校名、学部・専門分野、卒業等の時期を記載すること。

ウ　在籍していた日本語教育機関における授業の出席状況

在籍していた日本語教育機関における授業の出席状況について、在籍期間中の出席率を記載すること。体調不良等、出席率が低下した事情があれば特記事項に記載すること。

エ　就職活動を継続するための適切な経費支弁能力

資格外活動の情報等、就職活動継続中の経費支弁能力を示す内容を記載すること。

オ　日本語教育機関在籍期間における就職活動状況

日本語教育機関在籍期間における就職活動状況について、応募した企業名、応募時期、活動結果等を記載すること。

カ　日本語教育機関卒業後における就職活動の方針等

日本語教育機関卒業後の就職活動について、活動の進め方や希望業種等、具体的に記載すること。また、卒業等後も就職活動を継続することに関し、卒業等した日本語教育機関から取得した推薦状を添付すること。

６　確認証明書等の交付

（１）日本語教育機関の要件適合性確認証明書

愛知県は、日本語教育機関から本事業の日本語教育機関に係る要件に適合していることの確認を求められた場合には、本実施要領３（２）の要件を満たしていることの確認を行い、当該要件を満たしている場合にはその旨を証明する確認証明書（別紙様式３）を交付する。

なお、当該確認証明書の有効期間は、交付の日から１年間とし、翌年度も本事業を活用する外国人留学生が想定される日本語教育機関は、翌年度に再度確認手続を行い、確認証明書を取得するものとする。

（２）対象留学生選定証明書

愛知県は、日本語教育機関から対象留学生の選定に関する確認の依頼があった場合には、本実施要領３（１）の要件を満たしていることを面接により確認を行い、当該要件を満たしている場合にはその旨を証明する選定証明書（別紙様式４）を交付する。

７　本事業を活用する留学生に対する支援及び指導

（１）就職活動の進捗状況及び資格外活動の状況の確認

　　　愛知県は、留学生が日本語教育機関在籍中から行っていた就職活動の状況やこれ

　　まで受けた就職支援内容について、日本語教育機関から情報共有を受けた上で、当

　　該日本語教育機関とともに、当該留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の

　　進捗状況及び資格外活動の状況の確認、並びに就職活動に関する情報提供を行う。

（２）帰国等の指導

　　　愛知県は、事業を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活

　　動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合に

　　は、日本語教育機関とともに当該留学生に対して適切な帰国指導を行う。